

# 介護施設の利用費 軽減手続き

# 自治体「通帳の写し提出を」

特別養護老人ホームなどの介護保険施設を利用している高齢者に、全国の自治体が預貯金通帳のコピーの提出を求める通知を出し始めた。施設での食費や居住費の負担軽減を受ける人らが対象。介護保険法の改正に伴い、所得だけでなく、資産が一定以下であることも軽減の要件になつたためだ。自治体には、本人やケアマネジャーから「なぜ必要なのか」「本人が認知症で、家族も近くにいない。どうしたらいいのか」といった問い合わせが相次いでいる。

厚生労働省によると、軽減の認定を受けている人は全国で約110万人(2013年度末時点)という。

コピーレを提出しなければ、8月から軽減は受けられない。

▼2面II現場に戻る  
くなる。ケースによって違うが、おむね月に数千円～数万円程度の負担増になるとみられる。

コピーレが求められるのは、施設に入っている人や

自宅暮らしでショートステ

イを利用している人たち。

預貯金	通帳の写し
有価証券、投資信託、金・銀など	口座残高の写し
タンス預金(現金)	自己申告
生命保険	
自動車	
腕時計・宝石など時価評価額の把握が困難な貴金属	
絵画・骨董品・家財など	



申請対象となる「資産」の例(厚生労働省の資料による)

た。財政難に伴って、所得だけでなく、資産にも着目するようになった。軽減を受けるには申請が必要で、1年ごとに更新する。軽減されている高齢者の元には毎年、自治体か

ら「更新申請」のための通知が届く。今年から、引き続き軽減を受けるには、申請の際に資産を証明できるものを提出するよう求められている。資産には、預貯金のほか、有価証券や投資信託、タンス預金なども含まれる。借金は差し引かれ

る。

さらに、申告している資産内容が正しいか確認するため、自治体が金融機関に預貯金や有価証券などの残高を照会しても構わないという「同意書」も併せて提出するよう求めている。

各自治体によるが、ざら

きている。

厚労省によると、やむを得ないと認められれば、手続きが遅れてもさかのぼって軽減される。ただ、どのようなかークスが「やむを得ない」とあるかは、自治体の判断だという。

(十河朋子)

ら「更新申請」のための通知が届く。今年から、引き続き軽減を受けるには、申請の際に資産を証明できるものを提出するよう求められている。資産には、預貯金のほか、有価証券や投資信託、タンス預金なども含まれる。借金は差し引かれ

る。

すでに施設利用者に通知した自治体には、問い合わせが多數寄せられている。申請があつても書類不備が続出し、送り返す事態も起きている。

厚労省によると、やむを得ないと認められれば、手続きが遅れてもさかのぼって軽減される。ただ、どのようなかークスが「やむを得ない」とあるかは、自治体の判断だという。

つきはあるが、早めに

月から、遅くとも7月には通知を送るという。6月がピークとみられる。

# 「通帳を『書かれて』も

## 介護施設利用負担軽減に要件

預貯金通帳のコピーを求める自治体からの通知が施設を利用している高齢者の元に届き始め、介護の現場に戸惑いが生じている。近くに身寄りのない人や、老者介護の人。そんな周囲の支えが少ない人ほど、手続きが後手に回る恐れがある。

「（負担軽減を継続するには）必ず通帳の写し等の添付を求めることになります」とした

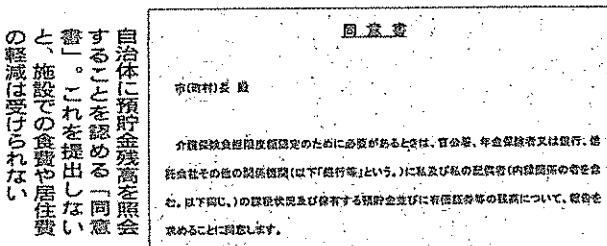
兵庫県西宮市の女性（73）は5月末、市役所から届いた通知にあぜんとした。要介護5の夫はショートステイを利用。月に2回、計8日を特養で過ごしている。

市民税非課税世帯なので、施設での食費や居住費は軽減されてきた。必要な自治体が預貯金などの残高を金融機関に照会できる「同意書」の提出まで要求されており、ショックを受けた。虚偽の申告をする、軽減額の最大2倍のペナルティーを求めるとの記述もあった。

「裏見に水の通知で、まるで脅し。情けを受けただければ丸裸になれということなのでしょうか」

西宮市が5月25日に通知を送ると、2週間で約150件の届け出があった

## 「情け受けたければ丸裸に？」



▼1面参考

時刻表

の6月4日、約3400人

に通知を発送。問い合わせが相次いだため、急ぎよ職員2人が休日出勤して対応にあつた。「本人が認知症で、通帳の管理ができるないので用意できない」という、家族からの相談もあつたとい。

東京都板橋区は、3月に施設入所者へ向け通知を出し、5月中旬に在宅者約2千人に資料を発送した。その後、2週間ほど問い合わせが集中していたとい。

同区によると、ケアマネジャーから「本人は認知症で申請ができない」といつた相談もあったが、担当者は「遠方でも家族に連絡を取りつもらつか、成年後見人を見つけてもらうといつたアドバイスしかできな」と話す。通知した人のうち8~9割の申請を予想しているが、6月上旬まで受け付けたのは2千件ほどで、全体の半数ほどまっているという。

## 丁寧な説明急務

高野龍昭・東洋大准教授（高齢者福祉）の話 本来、介護保険など社会保険の給付は所得や収入のみに着目して行われるのが基本だ。厳しい財政が要因とはいっても、預貯金などの資産や配偶者の所得が要件になるのは異例といえる。軽減対象から外れる場合、負担金が払えなかつたり施設退去を検討したりするような例も出てくるだろう。単身者や認知症の人にとっては手続き自体も困難で、施設や行政の丁寧な説明とサポートが急務だ。

## 単身1000万円・夫婦2000万円まで

### 申請なれば自動的に負担増

今回問題となっている、特養や介護老人保健施設、介護療養型医療施設を利用することになっている。在宅で介護を受けている人は、家賃や光熱費、食費を自己負担しているため、公平性を考慮した判断だった。ただし世帯全員が市町村民税非課税なら申請すれば負担が軽減されていた。

法改正で「資産」を見ることが追加され、厚労省は世帯が同じか別かに関わらず配偶者の所得をみることも加わった。法改正で「資産」を見ることが追加され、厚労省は世帯が同じか別かに関わらず配偶者の所得をみることも加わった。

法改正で「資産」を見ることが追加され、厚労省は世帯が同じか別かに関わらず配偶者の所得をみることも加わった。法改正で「資産」を見ることが追加され、厚労省は世帯が同じか別かに関わらず配偶者の所得をみることも加わった。

しかし、今回の介護保険

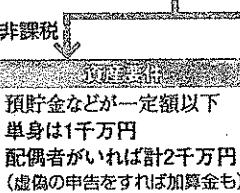
### 食費・部屋代の負担軽減の対象は

#### 所得要件

現行  
市区町村民税が  
非課税の世帯

配偶者が課税され  
ていれば対象外

#### 住民税



うね8~9割の申請を予想

しているが、6月上旬まで

受け付けたのは2千件ほど

で、全体の半数ほどま

っているとい

う。

兵庫県内のケアマネ

ジャーは「こんなトラブル

になるかもしれません」と話す。

理に困ることをできるのは

ありません」と話す。

日本社会福祉士会副会長でケアマネジャーの田村滿子さんは「従来と全く違う申請方法だけに、いきなり送りつけられたように感じて困惑している利用者が多い。手続き負担は大きくなり、時間をかけた丁寧な説明をなくすべきだった」と指摘している。

（十河朋子、浜田知宏）